

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(台風)

鹿屋市の地域防災計画によると、かのや市商工会（以下「商工会」という。）が立地する地域は、台風通過の頻度が高く、人の被害や建物、道路、堤防、田畑の被害等過去に多くの被害が発生している。当地域に被害をもたらす台風は近年7月から9月ごろに年間1～2個が襲来し、大型の台風は8月から9月に集中し被害の規模も大きいものとなっている。これまで本地域に大きな被害をもたらしたものは、平成5年9月の台風第13号や平成28年9月の台風第16号などがあげられる。

(大雨)

大雨は、4月から5月の低気圧や6月から7月の梅雨前線による大雨や、8月から9月の台風によるものが要因として挙げられる。特に近年は梅雨期以外でも大きな水害をもたらす線状降水帯も見られ、田畑の被害やがけ崩れ、道路の被害等が見られる。

<過去の降水量>

時間最大雨量	鹿屋地域	109.5mm(令和2年7月6日)
日最大雨量	輝北地域	405.5mm(令和元年7月3日)

(土砂災害等)

本地域は台風や集中豪雨の影響によって、山腹崩壊、土砂流出、がけ崩れ等の被害を受けやすい状況にある。特に中山間地域である輝北地域を中心に本市全域において、水に対して極めて弱いシラス、ボラなどの火山灰土壌が多くを占めるうえ、急傾斜地も多く大雨による水害及び山腹崩壊、土砂災害を受けやすい条件にある。

(地震・津波)

本地域は有感地震の発生が少ない地域であり、地震による災害の記録がない。しかしながら、大正3年の桜島大噴火の際には、輝北地域では大量の軽石や火山灰が降り注ぎ、道路の寸断や土石流、洪水が頻発するなど、大きな被害が発生した歴史もあり、今後大きな災害を引き起こす地震が発生することも十分考えられる。また、南海トラフ、種子島東方沖で大規模な地震が発生した場合、海には面していないが串良地域・吾平地域では、河川遡上津波が到達する恐れがある。

(その他)

本地域の肝属川流域では、これまでも数々の集中豪雨や台風により水害が発生し人命や財産が失われてきた。平成9年の台風第19号では人的被害はなかったものの流域全体で約900棟の住宅に浸水被害が及び、その他風倒木や土砂災害被害等広範囲に多大な被害を及ぼした。

また、令和元年、令和2年の河川内水氾濫により串良地域の中心市街地域への浸水被害が発生している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返し、経済活動に大きな影響を与えている。また、新型コロナウイルス感染症は、全国的かつ急速なまん延により、鹿屋市においても多くの市民の生命、健康、生活及び経済活動に重大な影響を与えた。

(2) 商工業者の状況

○商工業者等数 654 事業所 (令和7年9月30日現在)

○小規模事業者数 574 事業所 (令和7年9月30日現在)

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考 (事業所の立地状況)
商工業者	製造業 その他	231	197	串良町有里や細山田地区、吾平町始良川流域を中心に旧自治体時代に誘致した食品加工業や製造業の立地が多い。その中でも串良川流域では、水害の影響を受けない高台地区への移転も進んでいる。
	商業 (卸売・小売)	180	152	合併前の旧役場周辺地域や旧国鉄駅跡周辺を中心に商店や飲食店等の集積がなされている。特に串良地域の中心地は水利が良い河川周辺に集積しており、内水や氾濫等の浸水による家屋損壊の想定地域である。
	サービス業	243	225	旧役場周辺地域や旧国鉄駅周辺に加え主要国道沿道に広く立地している。河川周辺の浸水被害に加え、道路網寸断による孤立化の懸念もある

(3) これまでの取組

1) 商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・鹿屋市が実施する防災訓練への参加及び協力

2) 鹿屋市の取組

- ・各種防災関連計画の策定(国土強靱化地域計画、地域防災計画、業務継続計画、国民保護計画、水防計画、備蓄計画)
- ・防災訓練の実施、防災マップの作成及び配布
- ・防災備品の備蓄
- ・鹿屋市感染症対策業務継続計画の策定

II 課題

鹿屋市には、商工会と鹿屋商工会議所(以下「商工会議所」という。)の2つの経済団体が存在しており、災害時に備え事前に情報共有のあり方や対策・支援策など共有する必要がある。

しかしながら、行政と商工団体が平時から災害時における応急対策及び復旧対策などそれぞれの役割や具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

また、平時や緊急時の対応を推進するノウハウをもった災害対応職員や、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等の職員が不足している。

さらに、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手指消毒の徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内の小規模事業者に対して災害リスクや感染症リスクを認識させ、BCPセミナーの開催等を通じて事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会及び鹿屋市、更には商工会議所との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症が発生した場合や国内での感染拡大時等において、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

<データの出典>

- ・地震等災害被害予測調査の結果（鹿児島県）
<https://www.city.kanoya.lg.jp/syoubou/kurashi/bosai/bosai/higaisotekekka.html>
- ・鹿屋市防災マップ
<https://www.city.kanoya.lg.jp/syoubou/bousaimap/bousaimap1.html>
- ・鹿屋市避難施設
<https://www.city.kanoya.lg.jp/documents/1821/hinannjyoitiran.pdf>
- ・鹿屋市標高マップ
https://www.city.kanoya.lg.jp/documents/1840/hyokou_map01.pdf
https://www.city.kanoya.lg.jp/documents/1840/hyokou_map02.pdf

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間
令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容
・商工会及び鹿屋市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会だよりや商工会ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

災害リスクの周知に関する目標

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業者BCP等策定件数	2	2	2	3	3
専門家派遣件数	2	2	2	2	2
セミナー開催回数	1	1	1	1	1

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・商工会は、平成26年4月に事業継続計画（危機管理対応方針）を作成。（別添）

3) 関係機関・団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ予定の損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・毎年度行政が実施する防災会議の結果を踏まえ、関係部署や商工団体等による状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、会議の評価結果は、役員会へフィードバックするとともに、事業実施方針等に反映させ、商工会ホームページへの掲載や事務所への備付等により、地域の小規模事業者等が常に関覧可能な状態とする。

事業者BCP等の取組状況の確認について

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業者BCP等の取組状況のフォローアップ目標件数	4件	5件	6件	7件	8件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・鹿屋市と連携した防災訓練の実施により、災害の発災時に対する情報収集や伝達のあり方など支援・協力等について確認を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認を行う。
- ・SNS等の情報機器等を活用した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等の情報収集と行政への情報提供など被害の共有化を図る。
- ・国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・商工会と鹿屋市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員が被災や道路寸断等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、取りまとめのうえ速やかに情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、商工会と鹿屋市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～ 2週間	1日に1回共有する。
2週間 ～ 1か月	2日に1回共有する。
1か月以降	7日に1回共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、各地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び応急対応を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で行う活動について事前に決めておく。

- ・商工会及び鹿屋市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・商工会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、商工会より鹿屋市及び鹿児島県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。
- ・感染症の流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、商工会及び鹿屋市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

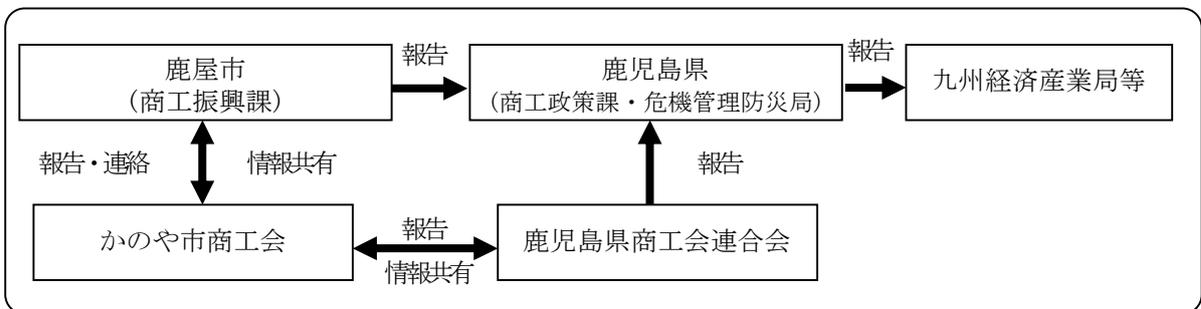
策定者：
電話番号：

メールアドレス：

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再開に 必要な額 のいずれかで可	被害額の内訳 単位：千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がわかる内容があれば、
					土地 （建物上除却除 算・整地費） （※事業再開時に要 する）	建物 （※事業再開時に要 する）	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

- ・商工会及び鹿屋市が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法にて、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県へ報告する。

< 発災時における連絡体制 >



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、事前に鹿屋市と協議確認する。（国の依頼を受けた場合は、速やかに特別相談窓口を設置する）。
- ・相談窓口は、相談者及び職員の安全性を確認できる場所において設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の助成制度等）について、被災した地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国・県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や県、市と連携し、被災小規模事業者に対し円滑な支援を行う。
- ・被害規模が大きく、関係職員だけでは対応が困難な場合には、速やかに鹿児島県商工会連合会や鹿児島県、国などの関係機関と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

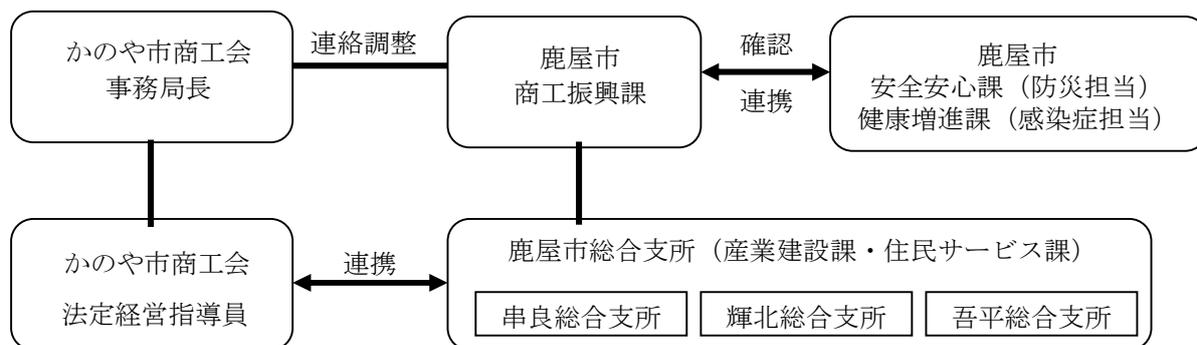
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 12 月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員 (以下「法定経営指導員」という。) による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該法定経営指導員の氏名、連絡先

- ・ 法定経営指導員 徳丸 友広 吾平支所 TEL : 0994-58-6020 / FAX : 0994-58-6649
- ・ 法定経営指導員 園田 晋 輝北支所 TEL : 099-486-1171 / FAX : 099-486-1172
- ・ 法定経営指導員 河野 正文 串良本所 TEL : 0994-63-3032 / FAX : 0994-31-4170

② 当該法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

特に、小規模事業者による B C P 策定後の自主点検や定着化を図るためにセミナーや訓練を実施し、より実効性の高い B C P の改定等を提言する。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 商工会

かのや市商工会

〒893-1603 鹿児島県鹿屋市串良町岡崎 2062 番地

TEL : 0994-63-3032 / FAX : 0994-31-4170

E-mail : kushira-s@kashoren.or.jp

② 関係市町村

鹿屋市 商工振興課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号

TEL : 0994-31-1164 / FAX : 0994-40-8688

E-mail : syoukou@city.kanoya.lg.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
チラシ作成費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	50	50	50	50	50
専門家派遣費	50	50	50	50	50
啓発訓練費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入や事業収入、補助金等を活用

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。